

第44号議案

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「鑑定1件につき5,900円以内で」を「鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して」に改める。

第4条中「程度及び」を「程度並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。